

消食基第 347 号  
令和 7 年 5 月 22 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

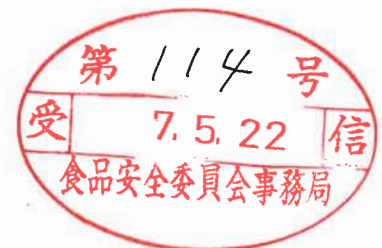
内閣総理大臣 石破 茂  
( 公 印 省 略 )

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが  
明らかに必要でないときについて (照会)

下記の事項については、食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 11 条第 1  
項第 1 号に該当すると解してよろしいか。

記

食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) 第 3 器具及び容  
器包装の部 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項第 9 款  
に規定する手続について、別紙のように定めようとするとき。



## ○内閣府告示第 号

食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第二百七十号)の規定に基づき、食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第一条に規定された材質の原材料であつて、これらに含まれる物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。以下同じ。)ごとに定める当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量(以下「含有量等」という。)に関する安全性審査の手続を次のように定め、告示の日から施行する。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続

(適用)

第一条 食品、添加物等の規格基準第3 器具及び容器包装のA 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の9に規定する安全性審査の手続については、この告示の定めるところによる。

(安全性審査)

第二条 内閣総理大臣は、器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等としての申請が、その物質の開発者、その代理人その他の適切な資料を提出することができる者からあつたときは、当該含有量等に係る安全性の審査を行う。

2 前項の審査は、食品安全委員会の意見を聴いて行うものとする。

3 第一項の審査を受けようとする者は、別記様式による申請書に、申請しようとする物質の名称、含有量等その他の食品安全委員会の意見を聴くために必要な事項を記載した資料を添付して申請しなければならぬ。

4 第一項の審査の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められない場合には、当該審査を経た旨を消費者庁のホームページにより公表するものとする。

(再評価)

第三条 内閣総理大臣は、前条第四項の規定に基づき安全性の審査を経た旨を公表した内容について、新たな

科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときは、食品安全委員会の意見を聴いて再評価を行う。

2 前項の再評価の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められる場合は、その旨を消費者庁のホームページにより公表するものとする。

別記様式

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

「器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査  
の手続」に基づく申請書

「器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続」（令和7年内閣府告示第●●●号）に基づき、別添の器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査を行うよう申請します。

（注）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 字は墨、インク等を用い、邦文にあっては楷書ではっきり書くこと。

**食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが  
明らかに必要でないときについて  
(器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する  
安全性審査の手続を定めること)**

令和 7 年 5 月  
食品衛生基準審査課

## 1 概要

- 食品用の器具・容器包装の再整理後のポジティブリストに対応した「個別に安全性審査を受けた物質を公表する制度（以下単に「安全性審査」という。）」については、第 1 回食品衛生基準審議会器具・容器包装部会（令和 6 年 12 月 16 日）にて審議、承認された。その後、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行い（令和 7 年 4 月 28 日）、同制度を導入した。
- また、食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 45 号）により、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項各号に規定する、関係各大臣が食品安全委員会に意見を聴かなければならない場合に、「安全性審査の手続を定めようとするとき」が追加された。
- 他方、同項ただし書きにおいては、食品安全委員会が同法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると認める場合は、食品安全委員会の意見を聴くことは必要とならないと規定されている。
- 本件は、今般、安全性審査を受けようとする物質ごとに食品安全委員会の意見を聴くものとする安全性審査の形式的な手続を新たに定めるに当たり、「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると解することの可否を照会するものである。なお、本手続案については、本年 3 月 27 日に開催された第 2 回食品衛生基準審議会器具・容器包装部会にて了承されている。

## 2 意見聴取の内容

安全性審査の手続を定めるに当たり、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると解していいか、食品安全委員会に照会する。

## 3 定める手続の概要

- (1) 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 3 器具及び容器包装の A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の 9 に規定する安全性審査の手続については、この告示の定めるところによるものとする

ること。

- (2) 内閣総理大臣は、器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等としての申請が、その物質の開発者等からあったときは、当該含有量等に係る安全性の審査を行うこととする。
- (3) 安全性の審査は、食品安全委員会の意見を聴いて行うものとする。
- (4) 申請書の様式及び申請書に添付すべき資料を定めること。
- (5) 安全性審査の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められない場合には、当該審査を経た旨を消費者庁のホームページにより公表するものとする。
- (6) 内閣総理大臣は、安全性の審査を経た旨を公表した内容について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときは、食品安全委員会の意見を聴いて再評価を行い、当該再評価の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められる場合は、その旨を消費者庁のホームページにより公表するものとする。

#### 4 今後の予定

食品安全委員会の回答を受けた上で、安全性審査の手続きに係る告示を制定する予定。